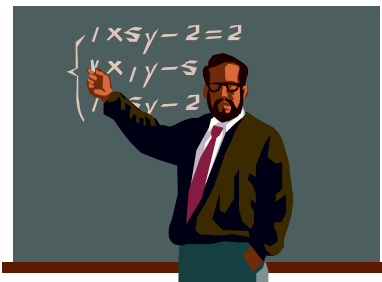


国際教養学部生のための

教職科目履修の手引き

2012年度入学者用



目 次

はじめに.....	3
教職課程科目登録チェックリスト.....	4
教職課程履修生必修科目一覧.....	5
問い合わせ先.....	6
1. 教育職員免許状の種類.....	7
2. 教育職員免許取得に必要な科目と単位.....	7
3. 教職実践演習の履修と履修カルテについて.....	8
4. 早稲田大学で履修できる科目教育職員免許取得に必要な科目と単位.....	9
(1) 教育学部職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目.....	10
(2-1) 教職に関する科目 (必修).....	11
(2-2) 教職に関する科目 (選択).....	12
(3) 教科に関する科目 <英語 (中学校・高等学校教諭 1 種免許状)>.....	14
(4) 教科又は教職に関する科目.....	15
5. 科目登録と教育学部設置科目について.....	16
6. 教職課程履修に関するアドバイス.....	17
(1) 教員免許取得までに必要な期間.....	17
(2) 履修計画を立てるポイント.....	17
(3) 留学する場合の注意.....	29
(4) 留学と教育実習に関する注意.....	29
7. 入学時期・留学時期別スケジュール.....	31
(1) 2 年生秋学期から 1 年間留学する場合 (4 月入学者)	
(2) 3 年生春学期から 1 年間留学する場合 (4 月入学者)	
(3) 3 年生秋学期から 1 年間留学する場合 (4 月入学者)	
(4) 3 年生秋学期から 1 年間留学する場合 (9 月入学者)	
(5) 2 年生春学期から 1 年間留学する場合 (9 月入学者)	
(6) 3 年生春学期から 1 年間留学する場合 (9 月入学者)	
8. SP2 学生、外国人留学生への注意.....	38
9. 4 年生終了までに免許状が取得できない場合の免許状取得方法.....	39

<付録> 私の教員免許状取得計画

最新情報の確認方法・お問い合わせ

注意：この手引きに記載したいくつかの事項は、将来変更となる可能性があります。今後も掲示やホームページの情報を見逃さないようにしてください。

本冊子『国際教養学部生のための教職科目履修の手引き 2012 年度入学者用』と『教職課程履修の手引き』(教育学部発行)の両方を熟読してください。

はじめに

国際教養学部では 2009 年 4 月より、教育職員免許状(中学校 1 種 英語、高校 1 種英語)が取得可能となりました。教員免許状取得には事前の履修計画が重要です。国際教養学部生は留学を挟むため、入学時から卒業までの履修計画を立て、それに沿って履修することが必須です。留学中も必要な手続きを行う必要があります。場合によってはそのために一時帰国が必要となることもあります。この冊子では国際教養学部生が履修計画を立てるために助けとなる情報を掲載しますので、よく読んで、今から計画を立てましょう。教職課程科目履修の注意事項や講義内容、時間割については、教育学部が毎年 3 月に発行する「教職課程履修の手引き」をよく読んでください

皆さんにまず認識していただきたいのは、本当に将来教員になりたいのかを真剣に考えることは、免許を取るよりも大切だということです。教員を目指すのではなく資格取得を目的として教職科目を履修する学生も見受けられますが、4 年次には教育実習や介護等体験もあり、就職活動との両立は難しくなります。就職活動を理由とした実習辞退や期間の変更は一切認めていません。教育実習校は業務多忙の中、教員志望の方であることを前提に実習生として受け入れてくださいます。教員就職を全く考えていない場合は、実習校、教育委員会だけでなく、皆さんの後輩にも迷惑をかけることとなりますので、教育実習に行くべきではないでしょう。

一方、今はまだ進路を決めていなくても、教職課程科目を履修することは、教育についての理解を深め、教員就職を考えるきっかけになるという点で意義のあることです。授業だけでなく、ご自身でも積極的に情報を集め、教員就職について考えてください。本学教育学部設置の教員就職指導室では、教員志望の学生への細やかなサポートを行っていますので、ぜひ早いうちから活用してください。

教職課程科目登録 チェックリスト

このチェックリストでは、教職課程の科目登録の大まかな流れを示しています。参照欄で示したページだけでなく、必ず、教育学部発行の「教職課程履修の手引き」全体を熟読してください。

日程	チェック		参照
	<input type="checkbox"/>	登録を始める前に <ul style="list-style-type: none"> 取得を目指す資格が自分の学科・専修で取得可能か調べる。 	P.7
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	履修する科目を決める <ul style="list-style-type: none"> 「配当年次」が「1～」のものを選んで履修する。 『教職に関する科目』の必修科目を優先。 「情報機器の操作」や「体育（実技）」などの必要単位数に注意。 《中学校教員免許》介護実習の前までに必要な科目を優先。 教育実習の前までに必要な科目を優先。 年間履修制限単位数を越えていないか。 キャンパス間の移動に無理がないか。 授業を詰め込みすぎていないか。少なすぎていないか。 所属学部の手引きも熟読。 	P.10- P.11/12 P.10 P.20 P.24 P.18
3 月 中 旬 から 4 月 上 旬	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	科目登録を行う <ul style="list-style-type: none"> 自分が選択する教職科目が卒業単位数に算入可能かどうか確認。 「申請結果確認メール」にて、正確に申請できているかの確認。 	P.10-
4 月 上 旬	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	履修開始 <ul style="list-style-type: none"> 期限までに聴講料を納入。 聴講料は「1 度納入すれば在学中有効なもの」と「科目履修ごとに必要なもの」があるので注意。 例) 「在学中有効なもの」 ⇒ 教職課程聴講料 「科目履修ごとに必要なもの」 ⇒ 保健体育科目実験実習料 	P.16

問い合わせ先

相談先	相談内容
国際教養学部事務所(11号館4階) 月～土 9:00-17:00 03-5286-1727 sils-kyoshoku@list.waseda.jp	免許・教科の種類 教員免許状取得のための履修方法 証明書 科目等履修生
教育学部教職課程事務所(16号館2階) 月～土 9:00-17:00 03-3232-3599 kyousyoku-office@list.waseda.jp	教職課程科目(介護等体験、教育実習等) 教育ボランティア
教員就職指導室(14号館2階202) 月～金 10:00-12:30 13:30-17:00 土 10:00-12:30 13:30-15:00 03-3203-0921	教員採用試験 教員の仕事内容

1. 教育職員免許状の種類

本学部で取得できる教育職員免許は、次のとおりです。

免許教科	中学校教諭 1 種免許状	英語
	高等学校教諭 1 種免許状	英語

※教員採用試験では、中高両方の免許状を取得していることを受験資格としている都道府県がほとんどです。また私立学校の採用条件も同様のケースが多いようです。そのため、中学校、高等学校両方の免許状を取得するほうが望ましいでしょう。

2. 教育職員免許取得に必要な科目と単位

教員免許状を取得するためには、以下の表のとおり教育職員免許法施行規則に定める基礎資格を得ること、ならびに科目の単位を修得することが必要とされています。学士の学位を取得し、下記の表の(1)～(4)の各分類の必要修得単位数をすべて満たした場合に教育職員免許を取得することができます。

		免許状の種類			
		中学 1 種		高校 1 種	
基礎資格		学士の学位を有すること			
最低修得単位数	(1) 特に必要なものとして 文部科学省令で定める科目	日本国憲法	2	2	2
		体育(実技)	2	2	2
		外国語コミュニケーション	2	2	2
		情報機器の操作	2	2	2
	(2) 教職に関する科目	3 2	59	2 6	59
	(3) 教科に関する科目	2 0		2 0	
	(4) 教科又は教職に関する科目	7		1 3	
最低修得単位数の合計		6 7		6 7	

※法令上の最低単位数です。実際の履修には本学部が別途定める単位数を必要とします。

※「教職に関する科目」「教科に関する科目」の最低修得単位数を超えて単位を修得した場合は、「教科又は教職に関する科目」の単位として計算します。「教科又は教職に関する科目」に記載の単位数は、法令で定められた 59 単位から、「教職に関する科目」と「教科に関する科目」の最低修得単位数を差し引いた単位数であり、記載以上の単位数を「教科又は教職に関する科目」で履修しないとイケない訳ではありません。

3. 教職実践演習の履修と履修カルテについて

「教職実践演習」とは4年生の後期に開講される科目で、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するための総まとめとして位置づけられた科目です。この科目では、これまで以上に教員としての資質が問われる内容となっています。また、『教職履修カルテ』の作成が必要となりますのでご注意ください。

『教職履修カルテ』の作成について

教員免許を取得しようとする学生は、教職課程の科目履修を始めてから、「教職実践演習」(4年後期)の授業を受けるまでの間に、各自『教職履修カルテ』を作成しなければなりません。『教職履修カルテ』とは、自分が教職課程の授業の中で何を学んだのかを振り返るとともに、今後どのような学習が必要なのかを自分で考えるための手がかりにしてもらうためのものです。

【履修カルテ作成手順】

1. 早稲田大学教職課程のホームページ (<http://www.edu-waseda.net/index.php>) にアクセスし、所定の用紙を自分でダウンロード。
2. プリントアウトした用紙に、以下の指定された科目を通して「学んだこと」「今後の課題」を記述。
3. 各自、バインダーに綴じる。
4. 各自作成した『教職履修カルテ』は、4年の後期に「教職実践演習」を担当する教員に提出。

<教職に関する科目(以下指定)>

※具体的には次の科目について記入する必要があります。

- ①教職概論
- ②教育基礎総論1及び 教育基礎総論2
- ③教育心理学
- ④教科教育法(全ての必修科目)
- ⑤道徳教育論
- ⑥生徒理解と教育相談

<実習等の科目>

「介護体験実習講義」「教育実習演習」(記載必須)
「教育ボランティア」「教育インターンシップ」等の体験科目(記載任意)

「教職実践演習」の履修には、『教職履修カルテ』の作成が必須です。
それまでに準備が整わない場合、授業を履修することができません。

4. 早稲田大学で履修できる科目教育職員免許取得に必要な科目と単位

早稲田大学では、次頁以降に記載の科目が教育職員免許法施行規則に定める科目に該当します。

免許取得を希望する場合は、本冊子『国際教養学部生のための教職科目履修の手引き 2012年度入学者用』と『教職課程履修の手引き』（教育学部発行）の両方を熟読してください。

対象となる科目は年度によって休講・廃止・名称変更等の変更がありますので、必ず最新の情報を上記資料または本学部・教育学部で確認してください。不明な場合はそのままにせず、必ず科目登録前に確認を行うようにしてください。

(1) 教育学部職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目

※「特に必要なもの」として文部科学省令で定める科目

教育職員免許法施行規則に定める科目	最低修得単位数	配当年次	早稲田大学設置科目名	科目設置箇所	履修方法
日本国憲法	2	02 01	The Constitution of Japan 憲法Ⅰ、憲法Ⅱ	国際教養 法	2 単位必修
体育（実技） 注 1	2	01	スポーツ実習Ⅰ（1 単位）（2 単位） スポーツ実習Ⅱ（1 単位）（2 単位） （オープン教育センター「科目登録の手引き」参照）	オープン教育 センター	2 単位必修
外国語コミュニケーション	2	01	英語Ⅱ （2011 年度以降入学者は以下の科目も充当） English Plus English Academic Writing（Level 1・2・3）	国際教養	2 単位必修
		01	General Tutorial English（初級・準中級・中級・準上級・上級）	オープン教育 センター	
		01	Business Tutorial English（ビジネス実践編）（中級・上級）		
		01	Business Tutorial English（アデレード大学）（超上級）		
		01	チュートリアル中国語（準中級・中級・中上級）		
		01	（2012 年度以降入学者は以下の科目も充当） チュートリアル中国語（初中級）		
		01	チュートリアル中国語上級遠隔討論（生活・文化編）（社会編）		
		01	チュートリアル中国語上級対面討論（生活・文化編）（社会編）		
		01	Cross-Cultural Distance Learning(CCDL) (International Career Path・Media・Social and Global Issues)		
		01	（2012 年度以降入学者は以下の科目も充当） Tutorial English Training Camp		
01	（2011 年度以降入学者は以下の科目も充当） 朝鮮語（入門・初級・準中級・中級・上級Ⅰ・上級Ⅱ）				
情報機器の操作 注 2	2	01	早稲田大学情報環境の活用（アカデミックリテラシー） （※旧「情報基礎演習」、「アカデミックリテラシー（情報環境下での知の活用）」、「Introduction to Information Processing」も同様に扱う）	メディア ネット ワークセン ター	2 単位必修
		01	マルチメディア入門（デジタルサウンド）		
		01	コンピュータによる統計入門		
		01	コンピュータによる統計解析		
		01	マルチメディア・コミュニケーション		
		01	ソフトウェア開発技術		
		01	情報セキュリティ技術		
		01	プログラミング初級（C 言語）（Java）（Visual Basic）（Ruby）		
		01	プログラミング中級（Java）（C++）（Ruby） （「メディアネットワークセンター登録要項・講義要項」参照）		
最低修得単位数計	8				

※国際教養学部以外の箇所での設置科目はすべて自由選択科目（卒業単位として算入される。）

注 1 「体育（実技）」の最低修得単位数は 2 単位です。「スポーツ実習Ⅰ（1 単位）」「スポーツ実習Ⅱ（1 単位）」は 1 単位の科目ですので、当該科目を履修する場合は 2 科目以上履修し、2 単位以上を修得してください。なお、身体虚弱、慢性的な疾病または心身の障害により、体育実技を履修することについて極めて困難を生じる学生は、原則として医師の診断書等、実技困難を証する公的な書面を用意し、科目登録前に国際教養学部事務所にご相談ください。

(2-1) 教職に関する科目 (必修)

下記の科目は、すべて教育学部設置科目です。科目履修方法等の詳細は、「教職課程履修の手引き」(教育学部発行)を参照してください。

教育職員免許法施行規則に定める科目		最低 修得 単位 数	配当 年次	早稲田大学設置科目名	科目 設置 箇所	単位	履修 方法		
教職に関する科目	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	2	01	「教職概論(小・中・高)」 または 「教職概論(中・高)」	教育学部 (教職課程科目)	2	必修	
		教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)							
		進路選択に資する各種の機会の提供等							
	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	01	「教育基礎総論1(小・中・高)」		2		
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		01	「教育基礎総論2(小・中・高)」		2		
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)		01	教育心理学(小・中・高)		2		
	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	中学 13	02	「教育課程編成論(中・高)」		1		必修
		各教科の指導法		02	教科教育法1・2		4		必修
				02	教科教育法3		2		中学のみ 必修
		道徳の指導法	高校 9	01	道徳教育論(中・高)		2		必修
		特別活動の指導法		01	「特別活動論(中・高)」		2		必修
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	02	教育方法研究(中・高)	2	必修				
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法	4	01	「生徒指導・進路指導論(中・高)」		2		必修
		進路指導の理論及び方法							
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		01	生徒理解と教育相談(中・高)		2		
	総合演習(2009年以前入学者対象)	2	03	総合演習(小・中・高)	2	必修			
	教職実践演習(2010年度以降入学者対象)	2	04	教職実践演習(中・高)	2	必修			
教育実習		中学 5	04	教育実習演習(3週間) ※実習期間 = 3週間	5	中学 必修			
		高校 3	04	教育実習演習(2週間) ※実習期間 = 2週間	3	高校 必修			
最低修得単位数合計		中学32 高校26							

※教育学部設置の「教職に関する科目」は発展科目(卒業単位数には算入されません)

(2-2) 教職に関する科目（選択）

下記の科目は、すべて教育学部設置科目です。科目履修方法等の詳細は、「教職課程履修の手引き」（教育学部発行）を参照してください。

教育職員免許法施行規則に定める科目			最低修得単位数	配当年次	早稲田大学設置科目名	科目設置箇所	単位	履修方法
教職に関する科目	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	0	02	教職研究Ⅲ（日本教育史） 教職研究Ⅳ（西洋教育史）	教育学部 （教職課程科目）	各2	選択
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	0	02	教職研究Ⅰ（学校教育法規） 教職研究Ⅱ（教育行政法規） 教職研究Ⅴ（学校外教育） 教職研究Ⅷ（人権教育論） 教職研究Ⅸ（教育経営）		各2	選択
	教育課程及び指導法に関する科目	各教科の指導法	0	03	教科教育法4		2	選択
		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	0	03	授業技術演習（2007年度までは「学習指導基盤講座」）		2	

※教育学部設置の「教職に関する科目」は発展科目（卒業単位数には算入されません）

【「英語科教育法」の履修条件について（2010年度入学者から適用）】

2010 年度以降に入学した学生が英語科教育法 1、英語科教育法 2、英語科教育法 3 を履修する場合、以下の条件のうちいずれかを満たしていることが必要となります。

<履修条件>

・ WeTEC 600 点以上※ ・ TOEIC 555 点以上（TOEIC IP テストでも可）

※原則、WeTEC の点数で条件をクリアすることが望ましい。

※国際教養学部生で英語 I・II が免除された学生（TOEFL-ITP550 点以上、TOEIC750 点以上、IELTS6.5 点以上）は、条件を満たしていると特別にみなします。その場合、各試験のスコアコピーを初回の授業で提出してください。

<設定理由>

英語教員が備えておくべき英語力の目標値として、英検準 1 級、TOEFL550 点、TOEIC730 点程度が望ましいとされています。すなわち、履修条件にある点数は最低限であり、卒業までに目標値に到達できるように努力してください。

<スコアの提示について>

初回授業の際に担当教員がスコアの提出を求めますので、WeTEC については Waseda-net ポータルからプリントアウトしたものを、TOEIC 等については証明書のスコアをコピーしたものを提出して下さい。提出しない場合や、スコアが条件を満たしていない場合、科目が取り消されます。（取り消しに伴う他の科目の追加登録は不可）

<WeTEC 受験について>

受験に必要な申込用紙等は、教職課程の HP (<http://www.edu-waseda.net/>) よりダウンロードしてください。（教職課程 HP の左下のメニュー「WeTEC 受験案内」を参照）

<注意事項>

- 教科教育法は 3 年生から履修を始めても免許取得は可能ですが、できる限り 2 年生から履修することが望ましい。
- 試験を受けてからスコアが出るまでに時間がかかることを十分考慮し、初回授業の際にスコアが提示できるように計画的に準備を進めてください。
- 「学士入学者」「再入学者」については、要項適用年度が 2010 年度の学生より適用となります。
- 「科目等履修生」については、2011 年度入学生より適用となります。科目等履修生制度の出願までに TOEIC にて条件を満たしてください（在学生から引き続き科目等履修生になる場合には、在学中の WeTEC のスコアが利用可）。科目等履修生制度の出願後にも特別に WeTEC の受験機会を設けますが、スコアが条件を満たさない場合には英語科教育法の科目登録を取り消します。

※ WeTEC とは Web-based Test for English Communication の略称で、早稲田大学の学生を対象としたインターネットを利用した英語コミュニケーション能力判定テストです。試験時間の平均は約 60 分です。コンピュータを利用しているため、その場で採点し、テスト終了後すぐにスコアが表示されます。

(3) 教科に関する科目 <英語（中学校・高等学校教諭1種免許状）>

下記の科目は、すべて**国際教養学部設置科目**です。本学部で必ず履修してください。
 なお、これらの科目は、各学期の**登録制限単位数**、**卒業算入単位数**に含まれますので注意してください。

※この表に掲載されている国際教養学部設置の秋学期開講科目は春学期のシラバスには掲載されません。時間割は秋学期開始前に発表します。

教育職員免許法施行規則に定める科目			最低 修得 単位 数	科目 コード	科目名	履修 方法	単 位	科目 設置 箇所
教科に関する科目	1類	英語学	2	C0201	Introduction to Language Studies	必修	2	国際 教養 学部
				C0202	Introduction to Communication Studies		2	
				C0321	English Phonetics and Phonology		2	
				C0421	Selected Topics in Applied Linguistics		4	
				C0310	Syntax		4	
				C0422	Fundamentals of Generative Syntax	選択	4	
				C0318	Applied Linguistics (English)		2	
				C0203	Introduction to Application of Language Studies		2	
				C0315	Word Structure and Vocabulary		4	
				C0455	Corpus Linguistics : Theory and Applications		4	
	2類	英米文学	2	EX202	Introduction to Literature	必修	2	
			2	EX324	American Literary Studies		2	
				EX419	Understanding Modern Fiction and Criticism		4	
				EX427	Shakespearean Drama	選択	4	
				EX446	Reading American Literature		4	
	3類	英語コミュニケーション	4	GE102	First Year Seminar IB	必修	2	
				GE152	First Year Seminar IIB		2	
	4類	異文化理解	1	GE171	Introduction to Cross-cultural and International Education ※	必修	1	
				HI406	Topics in American Advertising		4	
				HI403	Social History of Postwar America		4	
			CU437	Selected Topics in Irish Studies	選択	4		
			C0316	English Poetry Culture and Society		2		
			必修科目 11単位 + 選択科目 10単位以上			合計21単位以上		

※SP1の学生はIntroduction to Cross-cultural and International Education（留学準備講座）が、1年生第1学期目に自動登録されます。SP2の学生が履修を希望する場合、または、SP1の学生でこの科目が不合格となり再履修を希望する場合は、教員免許状取得希望者に限り、特別に秋学期のみ履修を認めます。該当者は科目登録前に国際教養学部事務所まで申し出てください。（2008年度以前は2単位の発展科目でしたが2009年度以降は1単位の自由選択科目となっておりますのでご注意ください。）なお、内容は日本語ですので、SP2の学生は十分な日本語能力が必要です。
 2008年度以前にこの科目を修得された方は、取得単位数が2単位のため、必修科目の合計は12単位となります。したがって、選択科目は8単位以上履修し、教科に関する科目の合計を20単位以上にしてください。その場合、P7の表における(2)~(4)のいずれか1単位を多く履修して(2)~(4)の合計を59単位以上にする必要があります。

(4) 教科又は教職に関する科目

下記の科目は、すべて教育学部設置科目です。科目履修方法等の詳細は、「教職課程履修の手引き」(教育学部発行)を参照してください。「教科又は教職に関する科目」には、以下の科目の単位の他に「教科に関する科目」「教職に関する科目」の最低修得単位数を超えて修得した単位も含まれます。

教育職員免許法施行規則に定める科目	最低修得単位数	配当年次	早稲田大学設置科目名		科目設置箇所	単位	履修方法
			2007年度まで	2008年度以降			
教科又は教職に関する科目 注	中学2	03	介護体験実習講義	介護体験実習講義	教育学部(教職課程科目)	2	中学のみ必修
	0	02	人間理解基盤講座	人間理解基盤講座	教育学部(教職課程科目)	2	選択
	0	02	教職研究Ⅰ～Ⅸ	教職研究Ⅵ(生涯教育) 教職研究Ⅶ(障害児教育) (上記以外は「教職に関する科目(選択)」へ)	教育学部(教職課程科目)	2	選択
	0	03	教育インターンシップ	教育インターンシップ	教育学部(教職課程科目)	4	選択
	0	03	-	中等国語科インターンシップ	教育学部(教職課程科目)	2	選択
	0	03	-	初等教育インターンシップ	教育学部(教職課程科目)	4	選択

※教育学部設置の「教科又は教職に関する科目」はすべて発展科目(卒業単位として算入されない)

5. 科目登録と教育学部設置科目について

①科目登録日程

1次登録	3月30日～4月2日
2次登録	4月6日～4月9日
3次登録	4月13日～4月14日

※詳細は「科目登録のてびき」をご確認ください。

※教職課程科目に関する詳細や講義要項、時間割等は、「教職課程履修の手引き」（教育学部発行）を参照してください。（講義要項はシラバスシステムでも公開しています）。

※教育学部設置の教職課程科目は一度登録した科目の取消や変更は一切できませんのでよく考えて登録してください（他箇所設置科目はAdd-dropでの変更はできません）。

②教職課程聴講料

教育学部設置の教職課程科目を履修する場合は「**教職課程聴講料**」1万円及びいくつかの科目では**実験実習料**が必要です。「**教職課程聴講料**」は一度納入すれば在学中有効です。聴講料が期限内に納入されなかった場合、登録した科目が「取消」となりますので注意してください。

【聴講料納入期間】

4月18日（水）～4月24日（火）

※生協にて納入（実験実習料が必要な科目が他にある場合、一緒に納入票をお渡ししますので、同様に納入してください。）

③教育学部設置科目について

教育学部設置科目は科目登録や単位取得の方法などは教育学部の規定に従います。詳細は「教職課程履修の手引き」の「科目登録・授業・試験・レポート・成績」を参照してください。試験期間や試験欠席者の扱い等も国際教養学部とは異なりますので注意してください。

6. 教職課程履修に関するアドバイス

(1) 教員免許状取得までに必要な期間

教員免許状に必要な科目を全て修得するまでにかかる期間は個人の履修科目や留学時期、入学時期によって異なりますが、最短でも2年間は早稲田大学で授業を履修する必要があります。(留学期間は含みません。)なお、2年間では免許状が取れない場合もありますので、実際にどれだけかかるのかは次章「7. 入学時期・留学時期別スケジュール」を参考にご自身で計画を立ててください。また、2年間で履修を完了させようとするると非常にタイトなスケジュールとなりますので、入学時から履修することがのぞましいでしょう。

【4月入学者】

教育学部教職課程科目に関して言えば、遅くとも2年生4月から履修を開始すれば、1年間の留学を挟んでも、一般的には4年生終了までに免許状を取得することが可能です。但し、4年生で留学している場合は「教育実習」が履修できないので5年生終了までかかります。

【9月入学者】

免許状の取得には、最短でも5年生の1学期終了までかかります。なぜなら、最終学年(4年生以上)で登録できる「教育実習」は4月から3月にかけて履修する通年科目だからです。これは留学をしないSP2学生であっても同様です。(5年生以上の学費は[国際教養学部ホームページ](http://www.waseda.jp/sils/jp/student/fees.html)(<http://www.waseda.jp/sils/jp/student/fees.html>)参照)

【早期卒業(3.5年卒業)する方】

「教育実習」が履修できませんので、4月入学、9月入学共に、卒業時に免許は取得できません。卒業を延期するか、卒業後に科目等履修生として必要な科目を履修するなどが必要となります。

3月卒業者は卒業見込年度に大学を通じて免許状を申請します。教員免許状取得に必要な科目を全て取得し必要な申請手続きを完了した方には、3月に卒業証書と同時に教員免許状が授与されます。

(2) 履修計画を立てるポイント

①低学年(できれば入学時)から、教員免許状を取得するための履修計画を立てましょう。

教育学部教職課程科目は、学年によって登録できない科目や、履修の前提となる別の科目の履修が必要な科目などがあります。また教育実習、介護等体験は科目登録以外にも実習前年度から様々な手続きが必要です。各学年で取得しなければならない科目や必要な手続きについて、よく理解しておきましょう。

②普段から教育学部教職課程掲示板(16号館2階)、国際教養学部掲示板(「教職」コーナー)、教育学部ホームページ等を確認し、留学中もホームページやWaseda-netポータル、Waseda-netメールを確認しましょう。

教員免許状取得のためには様々な必須の手続きがあり、情報を見逃さないことが何より重要です。手続きを怠ると卒業までに免許状が取得できなくなりますので注意しましょう。

③教育学部設置の「教職に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」は、国際教養学部では発展科目として扱います。卒業必要単位、登録制限単位数には含まれません。しかし、教育学部設置の「教職に関する科目」の履修は年間(4月～翌3月)20単位が上限となります。

登録上限の20単位は9月からの1年間ではなく、4月からの1年間で考えますので、9月入学の新生や9月に復学する場合は、入学・復学した学期に教職課程科目を20単位登録することも可能です。9月から1年間の留学を挟む場合は、留学前の春学期に20単位まで登録できますが、「留学期間を除いた1年間で20単位」と考えますので、留学前の春に20単位登録した場合は復学直後の秋学期に追加登録はできません。

④教職課程科目の通年科目は春学期に登録します。

9月から1年間留学する場合、通年科目(4月～3月開講)は春学期に前半を履修して留学し、帰国後の秋学期に後半を履修することで単位を取得できる場合がありますので、春学期に登録してください。ただし、復学後の秋学期にその科目が開講されていることが前提となります。

2012年現在の通年科目(教育学部教職課程)

「介護等体験実習講義」「教育実習演習」「教育インターンシップ」

なお、9月入学の新生や9月に留学から復学する方、追加登録をしたい方は、9月に後期(秋学期)開講科目のみ登録することも可能ですが、定員に空きがある科目に限ります。

⑤2年生から履修できる教育学部教職課程科目は、2年生になったらすぐに履修することをおすすめします。

国際教養学部生は留学を挟むため、4年間で教職課程科目を履修する他学部生に比べ、1年間短い期間で履修を完了させなければなりません。必要な科目は早めに履修しておきましょう。4年生では教育実習や教員採用試験がありますので、必要な科目はできるだけ3年生終了までに履修を完了することをおすすめします。

⑥教育実習の前提科目を実習前年度の秋学期終了(通常4月入学者は3年生秋学期、9月入学者は4年生秋学期)時まで取得完了するよう履修計画を立てましょう。

前年度終了までに指定科目を修得しなければ、次年度に教育実習に行くことはできませんので優先して履修しましょう。(詳細は教育学部発行の「教職課程履修の手引き」参照)。また、教育実習に行く年度の3月に卒業見込でなければ教育実習に行くことはできませんので、卒業するた

めの履修計画もしっかり立てましょう。条件を満たさなかった場合は実習年度開始前に大学より本人および実習校に通知し、ご本人に辞退の手続きを行っていただきます。

次ページ以降、介護等体験、教育実習の詳細について説明します。

1) 介護等体験

(1) 介護等体験とは

1997年に「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」により、小学校・中学校の教諭の普通免許状を取得しようとする方に義務づけられました。個人の尊厳と社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性の観点から、社会福祉施設や特別支援学校（盲・ろう・養護学校）において、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの方との交流等を体験させることを目的としています。

教員免許状（小学校及び中学校）の取得を目指す学生にとっては、介護等体験は欠かすことのできない要件となっています。一方、特別支援学校や社会福祉施設等の現場にとっては、学生が教員免許を取得するための受入体制を用意してくれている面もありますが、学生は諸活動を通して対人援助の実際・人権尊重や関係形成の重要性を感じ、その目的や本来の役割等について理解を深めることを求められています。

したがって、社会で重要な役割を担っている特別支援学校や社会福祉施設において、学生は体験させてもらうことによって現場を混乱させることのないよう前もって準備することが重要です。大学としては、事前指導として位置づけているガイダンス視聴や講義出席を満たさない者、体験先を不安にさせないよう義務付けている抗体検査証（陽性）を提出しない者などは、特別支援学校や社会福祉施設に派遣できないと判断します。体験生は、特別支援学校や社会福祉施設に関する基本知識を頭に入れておく、受け入れていただく立場であると認識する、マナーの欠ける言動・態度は避ける、求められた手続きを遂行する、自己都合（日程変更や体験内容変更など）を主張しすぎるのは控えるなど、体験生として相応しい姿勢で参加してください。受入施設・受入学校は、日頃から緊張感を持って本来の活動に勤しんでいます。その中に体験生を迎え、体験生が参加することを前提として運営にあたっているため、遅刻や当日欠席はもちろんのこと現場を混乱させ不安に陥れる言動は厳禁です。万が一、学生の取組み姿勢や内容に著しい問題があると判断した場合は、止むを得ず体験を中止する場合があります（体験費用は学生負担）ので、注意してください。

なお、体験により知りえた情報等を漏らしてはいけません。当然のことですので、厳に謹んでください。

(2) 対象者

1998年度以降入学者のうち小学校・中学校免許状取得希望者。

注意：以下のいずれかに該当する場合は、介護等体験を実施する必要はありません。

- ①保健師、助産師、看護師、准看護師、盲・ろう・養護学校教員、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、義肢装具士の免許・資格を既に取得している場合。
（ただし、取得見込みの場合は、介護等体験を実施する必要があります。）
- ②身体障害者手帳に障害の程度が1級から6級であるとして記載されている場合。
- ③「特別支援学校実習」を実施し、実習先学校の長から7日間以上の「介護等体験証明書」の発行をすでに受け、保持している場合。
- ④所定(介護等体験受入れ施設とされている施設のみ)の社会福祉施設にて、実習先施設の長から7日間以上の「介護等体験証明書」の発行をすでに受け、保持している場合。
- ⑤所定の社会福祉施設に勤務し、勤務先施設の長から7日間以上の「介護等体験証明書」の発行をすでに受け、保持している場合。

(3) 実施学年

3年次以降。ただし、体験の事前手続きは前年度から始まります。

(4) 前提条件

体験実施前年度までに「教職概論」の単位を修得済みであること。また、「教育心理学」の単位

を修得済みであることが望ましい。これらの科目に充当される科目も可。

(5) 体験日数・体験先・大学事務取扱

特別支援学校にて2日間、社会福祉施設にて5日間、計7日間。ただし、何らかの事情でどちらかのみで体験を行う場合でも7日間以上行えばよい。

(6) 体験時期

5月中旬から翌年1月の間で社会福祉協議会、教育委員会の指定する計7日間

(7) 体験費

大学が代行して、社会福祉協議会に納付します。この他、体験中に必要な費用（昼食代など）の実費がかかる場合は、別途施設に直接支払っていただく必要があります。

体験先社会福祉施設所在地（および体験期間）	体験費（2012年度）
埼玉県（5日間）	8,000円
東京都（5日間）	10,500円

注意：一度納入された体験費は原則として返還できません。また、上記体験費は変更になる場合があります。

(8) 保険加入

介護等体験を行うにあたり傷害保険と賠償責任保険への加入が義務付けられています。傷害保険は、入学時「早稲田大学補償制度」に加入済みです。賠償責任保険は別途加入しますが、保険料については体験費に含まれています。なお、加入手続きは大学が一括して行いますので、各自で行う必要はありません。

(9) 「介護等体験証明書」

体験終了後に、体験先社会福祉施設、特別支援学校が発行します。（受け渡し方法は体験先により異なります。）

この証明書は原則として再発行されません。大学は、発行主体が異なるので再発行できません。なお、証明書は教員免許状申請時にも使用しますので、各自大切に保管してください。

(10) 体験日程変更

原則、日程変更は受け付けていません。

やむを得ない理由が発生した場合には直ちに（少なくとも体験開始の1ヶ月前までに）、「介護等体験日程変更届」と「変更の理由を証明する書類」を教育学部事務所へ提出してください。〔やむを得ない理由：休学、退学、病気、事故、教育実習との重複等〕

(11) 辞退

辞退は原則認められません。やむを得ない理由で辞退せざるを得ないときには、1ヶ月前までに「介護等体験辞退届」を教育学部事務所へ提出してください。

注意： ①次年度以降改めて介護等体験を行う場合、介護等体験申し込みから再度手続きが必要です。

②社会福祉施設における体験のみ、または特別支援学校における体験のみ辞退した場合、体験を実施し証明書が発行された体験については有効です。次年度以降、証明書が発行されていない体験のみを実施することができますので、再度体験を申し込む際は、その旨登録してください。

(12) 中止

例年、各施設・特別支援学校より実習中の学生の態度等についてお叱りを受けています。介護等体験における行動・言動に問題があると大学が判断した場合には、体験の中止や、教職課程の科目の履修の中止等の措置をとることもあります。

2) 介護等体験関連手続き

介護等体験に関する連絡事項は各学部掲示板および Waseda-net ポータルでお知らせします。詳細は掲示及びポータルでご確認ください。

手続きを怠ると、介護等体験が行えなくなる場合がありますのでご注意ください。

※体験実施前後にも学生定期健康診断を受診することが望ましい。

(1) 介護等体験オンデマンドガイダンス

- 【対象者】 次年度介護等体験実施予定者
- 【時期】 11月中旬公開予定
- 【方法】 Waseda-net ポータルからコースナビにて受講
- 【内容】 介護等体験の心得・概要・事務手続きの説明、体験談等
- 【注意】 次年度介護等体験実施予定者は必ず受講してください。

(2) 介護等体験申し込み

- 【時期】 11月中旬～12月上旬予定
- 【方法】 Waseda-net ポータルからコースナビにて申し込み
- 【注意】 ①介護等体験実施予定年度に休・留学を予定している場合は、その旨登録してください。
②介護等体験受入れの調整は、都県ごとに、社会福祉施設については社会福祉協議会、特別支援学校については教育委員会が行っています。また、介護等体験は体験先の施設・学校の厚意により受け入れていただいているものであり、日程については体験先で充分調整した上で決定されています。介護等体験の辞退、日程・体験先変更については、体験先の学校・施設に多大なご迷惑をおかけすることになるため、介護等体験を申し込む時点で予め日程等についてあらゆるケースを想定して申し込んでください。

(3) 介護等体験費納入票配付・体験費納入

- 【時期】 1月中旬
- 【配付場所】 国際教養学部事務所
- 【納入場所】 早稲田大学生協各店舗

(4) 麻しん（はしか）に関する証明書提出

麻しんの抗体を十分に保有していることを確認の上、体験に派遣します。以下の時期に保健センターで、麻疹の抗体検査を受けてください。**(対象：当年度に学生定期健康診断を受診した方のみ)** また外部医療機関での抗体検査でも構いません。抗体検査受診後に以下のとおり抗体検査結果の提出をお願いいたします。

- 【時期】 1月
- 【提出書類】 麻疹の抗体保有を証明する抗体検査証
- 【提出場所】 教育学部サービスルームのレポートボックス

(5) 「介護体験実習講義」科目登録・受講

本書「科目登録」「授業時間割」を参照し、科目登録・受講してください。遅刻・欠席は原則認められません。遅刻・欠席がある場合には体験先へ派遣できないことがあります。

(6) 健康診断受診

【時期】 4月
保健センターが実施する学生定期健康診断を受診してください。受診しなかった場合は、各自、

医療機関にて健康診断を受診してください。体験先社会福祉施設によっては「健康診断証明書」の提出が求められます。

(7) 体験先・日程決定

【時期】 決定次第（東京都：6月下旬～7月上旬、埼玉県：5月中旬）

（4月に体験日程の調査をおこないます。これを踏まえ体験・日程を決定します。）

【配布場所】 国際教養学部事務所

【配付物】 「介護等体験施設決定通知書」「詳細資料」

(8) 事前手続

「介護等体験施設決定通知書」や「詳細資料」で必要な手続をお知らせします。体験先の種別、「個人票」「健康診断証明書」等の提出、事前オリエンテーション・事前連絡の有無、詳細等について確認し、必要な手続を行ってください。

注意：

- 「健康診断証明書」は、保健センターが4月に実施する学生定期健康診断を受診していれば、6月1日以降、自動証明書発行機で発行することができます。
- 「細菌検査結果書」の提出が必要な方は、細菌検査用キットを使用して細菌検査を受検してください。細菌検査は検査結果が出るまでに10日程要しますので、早めに受検してください。細菌検査用キットは教育学部事務所で配布します。

(9) 介護等体験実施

【体験中の手続】

- ① 昼食代、交通費等の必要経費がある場合は、体験先担当者へ支払ってください。
- ② 「介護等体験証明書」は体験初日に体験先へ提出し、体験終了後必要事項を記載していただいたものを受領してください。
- ③ 「介護等体験ノート」内の日誌を記入し、体験先の方に「助言・指導欄」の記入をお願いしてください。

注意：

- 事故・トラブル等が発生した場合は、体験先の担当者の指示に従い、必要に応じて教育学部事務所まで報告をしてください。
- 体験当日に病気等で急に介護等体験を実施できなくなった場合は、大至急、体験先と教育学部事務所に連絡をとり指示に従ってください。
- 体験先において、ハラスメントにつながる言動は厳に慎んでください。また、体験生自身が、体験先でハラスメントに該当する被害を受けたと思われる場合は、速やかに大学（教育学部事務所、ハラスメント防止委員会等）にご相談ください。

(10) 講義欠席特別扱願提出

所定の手続きを取ることで授業欠席の特別扱いを願い出ることができます。ただし、欠席の特別扱の認定についての判断は担当教員が行います。

【手続き書類】 「講義欠席特別扱願」（正票・副票） ⇒（介護体験ノートに綴じ込み）

【手続方法】 介護体験ノート内「講義欠席特別扱願」の項参照。

注意：手続には「介護等体験証明書」が必要です。事前オリエンテーション等「介護等体験証明書」が発行されない場合は、「講義欠席特別扱願」を使用することはできません。各自担当教員に相談してください。

(11) 「介護等体験ノート」提出

【提出期限】 9月下旬～1月下旬

【提出場所】 教育学部サービスルーム

注意：期限内に提出しない場合、「介護体験実習講義」の単位を修得できません。

※介護等体験ノートは大学にて保管となります。返却はありませんのでご了承ください。

教育実習

1) 教育実習基礎知識

(1) 教育実習とは

教育実習とは、大学の専門課程や教職課程で学んできた知識の実践化を検証する機会であり、理論と実践の統合の場である。また、実習生として学校教育の全体を総合的に認識し体験できる機会である。最低限度の実践的指導能力を培う場であると同時に、その能力について自らの適性を見極める自己評価の場でもある。（「教育実習マニュアル」より）

教育実習は、教員免許状の取得を目指す学生にとっては欠かすことのできない要件となっています。早稲田大学では、卒業見込となる年次（4年生以上）に教育実習派遣を行います。教育実習は、各教育委員会や実習校などのご理解とご協力の下で、実施することができるものです。学校現場にとっては日常の学校運営（授業や学校行事など）に加えて、負担を承知のうえ実習生を受入れるわけですから、実習校との打合せを事前に行い、当該校の方針や見解を求め、迷惑をかけることなく、かけがえのない職務経験を積んでください。単に学生として学ぶのではなく、教員に準ずる立場で教員としての視点に立って真摯な態度で日々の実習に臨んでください。

事前・事後の手続きについては、本書や各学部の掲示板等から情報を収集・確認し、スケジュールの管理を各自で確実に行ってください。また、実習校を訪問する際には、スーツを着用し、身だしなみ（髪型・髪色）、言動等への細かな気遣いが必要です。勤務態度・服装・礼儀・マナーなど実習生として相応しい姿勢で臨んでください。

その他注意点として、大学は、実習に先立って麻疹蔓延を予防する意味から実習予定者に抗体検査受診を呼びかけ、抗体を持たない学生にはワクチン接種を勧告し、これに応じない学生には教育実習を認めない方針をとっています。また、実習により知りえた情報等については、守秘義務を厳守してください。

実習生一人一人が熱意を持って教育実習を行うことを期待します。

(2) 実習実施前提条件

「教育実習演習」の登録には、以下①～⑤の前提条件を満たす必要があります。

- ① 実習実施前年度の教育実習ガイダンスに出席すること。
- ② 実習実施前年度の教育実習事前登録を期限内に完了していること。
- ③ 実習実施年度中に教員免許状取得に必要なすべての科目の単位を修得済み、または修得見込であること。
- ④ 実習実施年度に卒業見込（4年生以上）であること。
- ⑤ 実習実施前年度までに、以下の科目の単位を修得済であること。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・「教職概論」「教育基礎総論」「教職課程編成論」「教育心理学」「英語科教育法1」「英語科教育法2」「教育方法研究」・「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション（※）」「情報機器の操作」のうち2領域以上※一般的にはSP1学生は必修の英語Ⅱの履修により「外国語コミュニケーション」に充当することができますが、英語Ⅱが免除された場合やSP2学生の場合は、English Plus English Academic Writingにより充当してください。・教科に関する科目16単位以上 |
|--|

注1 2007年度までに「教育原理」を修得済みの場合は、「教育基礎総論1」「教育基礎総論2」「教育課程編成論」の履修は不要です。また、2008年度の「教育基礎総論(小・中・高)、(中・高)」は、2009年度より「教育基礎総論1」および「教育基礎総論2」に分割されました。従って、「教育基礎総論(小・中・高)、(中・高)」を修得済みの場合、「教育基礎総論1」および「教育基礎総論2」の履修は不要です。

注2 「教科教育法1」「教科教育法2」(旧:「教科教育法1・2」)は、教育実習実施前年度までに単位を修得してください。ただし、2教科以上の免許状取得を希望する場合、1教科の「教科教育法1」「教科教育法2」(1・2は同教科)の単位を修得済みであれば教育実習を行うことが可能です。単位を修得していない教科の「教科教育法1」「教科教育法2」については、教育実習実施年度に並行履修できます。例えば中学社会と高校公民の免許取得を希望する場合、「社会科教育法1」及び「社会科教育法2」を実習前年度までに修得済みであれば、高校「公民」で教育実習に行くことが可能です。

注3 教育実習で担当する教科で条件を満たす必要があります。例えば高校公民で教育実習を行う場合、高校公民の「教科に関する科目」で16単位以上を前年度までに取得し終える必要があります(中学社会で満たしていても高校「公民」での実習は不可)。

(3) 実習期間・時期

取得希望免許状	最低実習期間	実習時期
高校免許状のみ	2週間	実習校が指定した時期
中学免許状のみ	3週間	
高校・中学免許状	3週間	

実習前年度に行うことについては、教育実習ガイダンスで説明いたします。また、実習に関する重要なお知らせは、各所属箇所掲示板の他、Waseda-net ポータルのお知らせ等でも掲載します。

(1) 教育実習ガイダンス

対象者：翌年度教育実習予定者 (留学を挟んで翌々年に実習を予定している場合も対象)
日 時：2月初旬開催 [学士入学者や再入学者に対しては、4月上旬開催] 掲示にて確認のこと。

内 容：教育実習の心得及び注意事項、教育実習派遣までの手続に関する説明
なお、当日は、教育実習内諾活動に必要な「内諾書」「伺い書」等の書類を配布します。

(2) 教育実習事前登録

時期：6月中旬～8月初旬

方法：Waseda-net ポータル上から登録

内容：教育実習依頼交渉の状況について、アンケートを行います。実習校内諾を得られた場合も、活動途中の場合も、翌年度教育実習を希望している方は必ず登録してください。

注意：①期間内に登録されない場合は、翌年度教育実習の派遣は行いません。
②内諾が得られなかった場合、内諾の返事待ちの場合も期間内に登録してください。
③登録事項に変更が生じた場合は、教育学部事務所へご連絡ください。

(3) 科目登録・受講(教育実習演習)

登録する当該年度の「教職課程履修の手引き」や各所属箇所が発行する科目登録の手引き(またはそれに順ずるもの)を参考に、手続きするようにしてください。教育実習演習での事前・事

後指導には遅刻・欠席することはできません。これらがある場合には、実習校への派遣を中止することがあります。

(4) 学生健康診断受診

実習校に健康診断書の提出を求められた場合は、必ず4月に保健センターが実施する学生定期健康診断を受診してください。これを受診しない場合、大学では健康診断書を発行することができません。また、実習校によっては、独自の書式による健康診断書の提出を求められることがあります。内諾を得る際に、各自で確認するようにしましょう。

※麻しん（はしか）に関する注意

教育委員会や実習校では、麻しんの抗体があること或いはワクチン接種をしていることを実習受入の条件にしているケースがあります。各自で実習校に確認し、必要な対応を行うようにしてください。不安がある方は、医療機関や保健センターに相談しましょう。

(5) 教育実習実施

①実習校への挨拶・手続き

実習に行く方に、実習校宛の受入依頼など、実習に関する必要書類をお渡しいたします。(個人実習の方のみ) 実習校との事前打ち合わせ前(あるいは当日)に必ず持参し、挨拶しましょう。

※書類配付方法は、3月中旬に国際教養学部掲示板や Waseda-net ポータル等でお知らせします。

②実習開始・終了報告

4月中旬頃、実習期間を Waseda-net ポータル上で登録していただきます。

また、「教育実習演習」担当教員に実習開始1週間前までに実習を行なう旨、終了後は結果報告を必ずしてください。また、他に履修中の科目担当教員には、所定の手続きを取ることで授業欠席の特別扱い(講義欠席特別扱願)を願い出ることができます。ただし、出欠の判断は担当教員が行います。

③実習中のトラブル・事故・病気等

実習中に怪我をしたなど実習先でのトラブルがあった場合は、必ず教育学部事務所または「教育実習演習」担当教員に相談してください。

(6) 教育実習の辞退

進路変更や病気などのやむを得ない事情で教育実習を辞退する場合は、以下の対応を行ってください。

内諾の段階であっても辞退をした場合は必ず連絡をしてください。

① 個人実習者

実習校および教育学部事務所 (kyousyoku-office@list.waseda.jp 宛) へ連絡をし、大学宛の辞退届を教育学部事務所へ提出してください。それを受け、大学から辞退届を実習校へ送付します。

② 都立中学・高校実習者と付属・系属校実習者

教育学部事務所 (kyousyoku-office@list.waseda.jp 宛) へ連絡をし、大学宛の辞退届を教育学部事務所へ提出してください。

※大学宛の辞退届は、以下手順で「大学宛 教育実習辞退届(見本)」を参照し作成してください。

1) Waseda-net ポータルにログイン

2) ログイン後、左メニューより [授業] カテゴリより「CourseN@vi」を選択

- 3) 「履修科目一覧」より「2012年度教育実習ガイダンス」を選択し、
「2012年度 大学宛 教育実習辞退届（見本）」にて参照

（7）教育実習定期

①実習用通学定期乗車券とは

学生が授業や教育実習などのために大学以外の場所に通う場合に適用される通学定期券です。通常の通学定期券とは違い、原則「学生証」や「通学証明書」のみでは購入することができません。事前に大学から各鉄道事業者へ申請し、承認をいただく必要があります。

その為、申請から実習用定期を購入できる様になるまで約5週間に要します。

- ★教育実習開始予定日が確定してからの申請になります。
- ★複数の鉄道事業者にまたがって通学する場合は、全事業者に申請をする必要があります。
- ★教育実習の期間は2～3週間ですが、定期券は1ヶ月単位での購入になりますので、事前に交通費を確認しておく事をお勧め致します。

②実習用通学定期乗車券 申請方法

Waseda-net ポータルの“申請フォーム”にて実施

- 1) Waseda-net ポータルにログイン
- 2) ログイン後、左メニューより [授業] を選択
- 3) 「2012年度 教育実習用定期券発行申請フォーム」を選択し申請。

実習用通学定期乗車券の申請は「教育実習開始日」によって申請期間を設定しています。

詳細は教育学部事務所でご確認ください。

※申請期間経過後の申請について

申請期間後の申請については受付を致しますが、承認書の発行が実習開始に間に合わない可能性が高くなります。また、申請期間内に申請された方を優先的に処理致しますのでご了承ください。

③その他注意事項

- ・鉄道事業者によっては実習用通学定期乗車券が無い鉄道事業者があります。
- ・承認書の自宅郵送は原則致しませんので、必ず教育学部事務所まで受取に来てください。
- ・地方の鉄道事業者へ申請の場合、通常より申請時間がかかる可能性がありますので、出来るだけ早めの申請をお勧め致します。

教育実習終了後

（1）実習校への挨拶

教育実習終了後、お世話になった先生方へお礼状を出し、感謝の気持ちを伝えましょう。（教員就職が決定した場合もお知らせしましょう。）

(2)「教育実習マニュアル」提出・返却

教育実習演習の授業が終了した後、提出していただきます。提出方法詳細は11月下旬、各学部掲示板にてお知らせします。また、マニュアルは卒業式もしくはそれ以降に返却されます。

注意：

- 提出されなかった場合、「教育実習演習」の単位修得はできません。また、教育実習を実施したことにもなりません。
- 「出勤簿」を提出する必要はありません。

教員免許状申請

教員免許状は都道府県教育委員会が発行します。教員免許状申請は、「一括申請」と「個人申請」の2つの方法があります。

1) 一括申請

東京都教育委員会が定める事務手続きに従って、本学から東京都教育委員会に対して申請する方法です。この一括申請による免許状は東京都教育委員会より発行され、卒業と同時に授与されます。

対象者：在学生（科目等履修生を含む）のうち、申請年度3月に卒業見込みで、かつ教育職員免許法に定める所要資格を取得する見込みの方。例外的な履修をしている場合は、対象外となる場合もあります。手続き詳細は、申込期間が近づきましたら別途掲示でお知らせいたします。

申請料：免許状1枚につき3,500円（単位証明手数料200円を含む） → **2011年度実績**

手続き：下記を参照してください。詳細は日程が近づきましたら掲示等でお知らせします。

月	手続き	場所	注意
7	申込み	Waseda-net ポータル上	
11	宣誓・署名・捺印	所属学部・研究科事務所	
	申請料金納入	早稲田大学生協各店舗	
3	免許状交付	学位授与会場等	

2) 個人申請

卒業後に各個人が、住民票のある都道府県の教育委員会に申請する方法です。申請から授与までに1～2ヶ月程かかります。教育委員会によって、必要書類や手続き期間が異なりますので、詳細は、申請を出す予定の都道府県の教育委員会のホームページを参照するか、直接お問い合わせください。

注意：教員就職が内定している場合は、採用された学校のある都道府県教育委員会へ申請が必要な場合があります。詳細は採用決定後、各教育委員会へお問い合わせください。

(3) 留学する場合の注意

中学校免許を取得希望の場合、他学部では通常3年生で介護等体験、4年生で教育実習に行きますが、3年春に留学している国際教養学部生は、4年生の1年間で介護体験と教育実習を並行履修することになるため、タイトなスケジュールが予想されます。

教育実習は卒業見込かつ教員免許状取得年度の4月(4月入学者は通常4年生の4月)に登録し1年間をかけて履修しますが、教育実習に必要な手続きは実習前年度の3月(4年生春に実習に行く場合は2年生終了時の3月)から行われますので、この時期に留学している場合は注意してください。留学中も事務所からの連絡事項を見逃さないことが非常に重要です。詳細は次項「(4) 教育実習に関する注意」を参照してください。

※SP1学生は、教員免許状取得を理由とした留学免除は一切認められません。

【秋学期から1年間留学する場合の注意】

教育学部設置の教職課程科目は原則として留学前の春学期に登録してください。

【4月に留学から復学する場合の注意】

復学した春学期に3年生以上となり「介護体験実習講義」に登録する場合は、留学前に前提科目「教職概論」の履修を完了し、留学中であっても前年度の秋学期(11月予定)に Course N@vi にて事前登録をしなければ次年度介護体験に行くことはできませんので注意してください。

(4) 留学と教育実習に関する注意

①教育実習ガイダンス(教育学部主催)への出席

教育実習前年度の春(4月入学者は通常2年生終了時の3月、9月入学者は3年生秋学期終了時の3月)に教育実習ガイダンスに出席しなければ、次年度に教育実習に行くことはできません。この時期日本にいる方は必ず出席してください(詳細は教育学部教職課程掲示板、国際教養学部掲示板、教育学部ホームページを参照してください)。

この時期海外にいるためガイダンスに出席できない学生は、実習前々年度春(4月入学者は1年生終了時の3月)のガイダンスに出席してください。もし前年度・前々年度共ガイダンスに出席できなかった場合は、必ず実習前年度の3月まで(4月入学者は通常2年生終了時の3月)に教育学部に連絡し指示を仰いでください。

②実習校(母校)への内諾をとる

ガイダンスに出席すると、教育学部より3月下旬に内諾に関する書類が大学に届け出ている住所に送付されます。書類が到着してから、手続きを開始してください。ただし、2年生以下の方には送付されませんので、実習校が必要とした場合には、教育学部事務所に申し出てください。

教育実習に行くためには、前年度の春(4月入学者は3年生の春)に母校に内諾(来年度教育

実習に受け入れていただくための書面での約束)をとらなければなりません。そのため、留学中の方は場合によっては一時帰国が必要となることも考えられます。

教育実習は原則として母校(出身中学または高校)で行います。内諾は母校に事前連絡の上、書類を持参し直接訪問するのが通常です。

※実習前年度春学期(4月入学者は通常3年生春)に留学している方への注意

内諾は実習前年度3月の教育実習ガイダンス直後から、春学期中に取りのが普通ですので、留学中であっても内諾を取ってください。そのためには、留学前の3月(実習前年度に参加できない場合は前々年度)に教育実習ガイダンスに出席し、必要な手続きを把握していることが必要です。もし出席せずに留学してしまった場合は、教育学部に相談してください。

実習校によっては正式な手続きは帰国後で良い場合もありますが、3年生の秋学期に復学してから初めて実習校に内諾伺いをするのでは、既に別の実習生で枠が埋まってしまい受け入れてもらえない可能性が高くなります。母校にはできれば留学前に連絡し、留学しているのでどのように内諾を取ればよいか、いつ訪問すればよいかなどを相談しておきましょう。

留学中であっても実習前年度の6月中旬～8月初旬に Waseda-net ポータル上から「教育実習事前登録」が必要です。期間内に登録されない場合は、翌年度教育実習の派遣は認められません。なお、実習校によっては、独自の手続きがある場合もありますので、留学中も実習校と連絡を取り、指示に従ってください。

※実習校の内諾が取れなかった場合、日本国内に母校がない場合

教育実習は、中高どちらの免許状取得の場合でも、中学・高校どちらでも実習ができます。どちらか一方で内諾が取れなかった場合は、もう一方をあたってください。

ただし、海外の学校や、国内のインターナショナルスクール等は、日本で学校として認可されていないため、教育実習はできません。実習できる母校がない場合や母校に内諾を取れなかった場合は、教育学部で都内公立学校や早稲田大学の系属・附属校に割り当ててもらうこととなります。その場合、実習開始年度前の春休み(予定)に直接教育学部に来所のうえ手続きをしなければならぬため、留学中の方はその時期に帰国していただく可能性もあります。実習校委託手続きに関しては、教育学部の指示に従っていただきますので、実習前年度は特に情報を見逃さないようにしてください。

7. 入学時期・留学時期別スケジュール

ここでは、入学時期・留学時期ごとに必須の科目や手続きの例を紹介します。ご自身の該当部分を参考に、免許状取得までの計画を立ててみましょう。ここでは代表的なケースのみ掲載しますが、様々なケースに対し参考となる情報が含まれています。該当するケースがない場合は、近いと思われるケースを参考に、ご自身の計画を立ててみてください。

この表では入学時から履修する場合のモデルを示してありますので、2年生以上の方は現在の学年以前に履修することになっている科目をこれから履修することになります。この表に掲載されている科目以外にも必要な科目がありますので「2. 教育職員免許状取得のために必要な科目と単位（国際教養学部）」に掲載されている必要科目を確認してください。

(1) 2年生秋学期から1年間留学する場合(4月入学者)

3年生終了までに、教育実習の前提となる科目の履修を完了すれば、4年生終了までに免許状を取得することが可能です。

学年	1		2		3		4	
セメスター	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋
教科に関する科目	基礎演習ⅠB 留学準備講座	基礎演習ⅡB				16単位以上 の履修を完了		21単位以上 の履修を完了
教職に関する科目 ※下線は教育実習の前 提科目	(1年生から履修可能) 教職概論、教育心理学、教育基礎総論1・2 特別活動論、生徒指導・進路指導論、生徒理解と教育相談、道徳教育論(中学のみ)		(2年生から履修可能) 教育課程編成論、教育方法研究、英語科教育法 1・2・3		留学			(4年生から履修可能) 教職実践演習
介護等体験					事前登録 教職概論履修完了	介護体験実習講義		
教育実習		3月 教育実習ガイダンス		留学中の3年春 内諾活動 教育実習事前登録	教育実習前提科目 履修完了	教育実習演習 教育実習		
教員就職						夏の採用試験準備	合格・内定の報告	
教員免許一括申請 (任意)						夏 一括申請申込	卒業式にて免許状授与	

※1 教育基礎総論は1と2どちらを先に履修してもかまいません。

※2 英語科教育法1・2・3については、どのレベルを先に履修してもかまいません。複数レベルを同時に履修する事も可能です。

※3 教職実践演習を履修するためには、教育実習演習を履修済みもしくは履修中である必要があります。

(2) 3年生春学期から1年間留学する場合(4月入学者)

留学前の2年生秋学期(第4学期)までに、教育実習の前提科目の履修を完了すれば、4年生終了までに免許状を取得することが可能です。中学免許希望者は、留学中の3年生秋に介護等体験事前登録(11月にCourse N@viにて受付予定)をしなければ4年生終了までに免許が取得できません。

学年	1		2		3		4	
semester	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋
教科に関する科目	基礎演習ⅠB 留学準備講座	基礎演習ⅡB		16単位以上 の履修を完了	留学			21単位以上 の履修を完了
教職に関する科目 ※下線は教育実習の前 提科目	(1年生から履修可能) 教職概論、教育心理学、教育基礎総論1・2 特別活動論、生徒指導・進路指導論、生徒理解と教 育相談、道徳教育論(中学のみ)		(2年生から履修可能) 教育課程編成論、教育方法研究 英語科教育法1・2・3					教職実践演習
介護等体験			教職概論履修完了	事前登録			介護体験実習講義	
教育実習			・教育実習前提科目 履修完了 ・3月 教育実習ガイダンス	留学中の3年春 内諾活動 教育実習事前登録			教育実習演習 教育実習	
教員就職						夏の採用試験準備	合格・内定の報告	
教員免許一括申請 (任意)						夏 一括申請申込	卒業式にて免許状授与	

※1 教育基礎総論は1と2どちらを先に履修してもかまいません。

※2 英語科教育法1・2・3については、どのレベルを先に履修してもかまいません。複数レベルを同時に履修する事も可能です。

※3 教職実践演習を履修するためには、教育実習演習を履修済みもしくは履修中である必要があります。

(3) 3年生秋学期から1年間留学する場合(4月入学者)

4年生春学期(第7学期)に教育実習の科目登録ができないため、5年生秋学期(第10学期)終了までかかります。また、4年生秋学期(第8学期)終了まで、教育実習の前提となる科目の履修を完了する必要があります。介護等体験は5年生春学期からの履修も可能ですが、なるべく2年生秋学期(第4学期)に事前登録し、留学を挟んで3年生春学期と4年生秋学期の2学期間で履修を完了することをおすすめします。

学年	1		2		3		4		5	
	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋
教科に関する科目	基礎演習ⅡB 留学準備講座	基礎演習ⅡB						16単位以上 の履修を完了		21単位以上 の履修を完了
教職に関する科目 ※下線は教育実習の 前提科目	(1年生から履修可能) 教職概論、教育心理学、教育基礎総論1・2 特別活動論、生徒指導・進路指導論、生徒理 解と教育相談、道徳教育論(中学のみ)		(2年生から履修可能) 教育課程編成論、教育方法研究 英語科教育法1・2・3		留学					教職実践演習
介護等体験								事前登録 教職概論履修完了	介護体験実習講義	
教育実習					・3月 教育実習ガイダンス	留学中の4年春 内諾活動 教育実習事前登録	・教育実習前提科目 履修完了	教育実習演習 教育実習		
教員就職								夏の採用試験準備	合格・内定の報告	
教員免許一括申請 (任意)								夏 一括申請申込	卒業式にて免許状 授与	

※1 教育基礎総論は1と2どちらを先に履修してもかまいません。

※2 英語科教育法1・2・3については、どのレベルを先に履修してもかまいません。複数レベルを同時に履修する事も可能です。

※3 教職実践演習を履修するためには、教育実習演習を履修済みもしくは履修中である必要があります。

(4) 3年生秋学期から1年間留学する場合(9月入学者)

4年生春に教育実習の科目登録をするため、5年生秋学期(第9学期)終了までかかります。4年生秋(第7学期)までに、教育実習の前提となる科目の履修を完了する必要があります。介護等体験は3年生以上を対象としているため4年生春学期以前には履修できません。

学年	1		2		3		4		5
	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋
教科に関する科目	基礎演習ⅠB 留学準備講座	基礎演習ⅡB			留学		16単位以上 の履修を完了		21単位以上 の履修を完了
教職に関する科目 ※下線は教育実習の 前提科目	(1年生から履修可能) 教職概論、教育心理学、教育基礎総論 1・2 特別活動論、生徒指導・進路指導、 生徒理解と教育相談、道徳教育論(中 学のみ)		(2年生から履修可能) 教育課程編成論、教育方法研究 英語科教育法1・2・3						教職実践演習
介護等体験							事前登録 教職概論履修完了	介護体験実習講義	
教育実習			・3月 教育実習ガイダンス		留学中の3年春 内話活動 教育実習事前登録	教育実習前提科目 履修完了	教育実習演習 教育実習		
教員就職							夏の採用試験準備	合格・内定の報告	
教員免許一括申請 (任意)							夏 一括申請申込	卒業式にて免許状 授与	

※1 教育基礎総論は1と2どちらを先に履修してもかまいません。

※2 英語科教育法1・2・3については、どのレベルを先に履修してもかまいません。複数レベルを同時に履修する事も可能です。

※3 教職実践演習を履修するためには、教育実習演習を履修済みもしくは履修中である必要があります。

(5) 2年生春学期から1年間留学する場合(9月入学者)

4年生春に教育実習の科目登録をするため、5年生秋学期(第9学期)終了までかかります。4年生秋(第7学期)までに、教育実習の前提となる科目の履修を完了する必要があります。介護体験は3年生以上を対象としているため4年生春学期以前には履修できません。

介護体験は4年生春でも登録できますが、なるべく留学中の3年生秋に事前登録し、3年生4月から履修することをおすすめします。

学年	1		2		3		4		5
セメスター	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋
教科に関する科目	基礎演習ⅠB 留学準備講座	基礎演習ⅡB					16単位以上 の履修を完了		21単位以上 の履修を完了
教職に関する科目 ※下線は教育実習の 前提科目	(1年生から履修可能) 教職概論、教育心理学、教育基礎総論1・2 特別活動論、生徒指導・進路指導論、生徒理解 と教育相談、道徳教育論(中学のみ)		(2年生から履修可能) 教育課程編成論、教育方 法研究 英語科教育法1・2・3		留学				教職実践演習
介護等体験			教職概論履修完了	事前登録			介護体験実習講義		
教育実習			教育実習ガイダンス		教育実習事前登録 内諾活動	教育実習前提科目 履修完了	教育実習演習 教育実習		
教員就職							夏の採用試験準備	合格・内定の報告	
教員免許一括申請 (任意)							夏 一括申請申込	卒業式にて免許状 授与	

※1 教育基礎総論は1と2どちらを先に履修してもかまいません。

※2 英語科教育法1・2・3については、どのレベルを先に履修してもかまいません。複数レベルを同時に履修する事も可能です。

※3 教職実践演習を履修するためには、教育実習演習を履修済みもしくは履修中である必要があります。

(6) 3年生春学期から1年間留学する場合(9月入学者)

4年生春に教育実習の科目登録をするため、5年生秋学期(第9学期)終了までかかります。3年生秋(第5学期)までに、教育実習の前提となる科目の履修を完了する必要があります。介護体験は3年生以上を対象としているため4年生春学期以前には履修できません。留学中であっても4年生秋に介護等体験事前登録(11月に Course N@vi にて受付予定)が必要です。

学年	1		2		3		4		5
セメスター	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋
教科に関する科目	基礎演習ⅠB 留学準備講座	基礎演習ⅡB			16単位以上 の履修を完了	留学			21単位以上 の履修を完了
教職に関する科目 ※下線は教育実習の 前提科目	(1年生から履修可能) 教職概論、教育心理学、教育基礎総論1・2 特別活動論、生徒指導・進路指導論、生徒理解と教育相談、道徳教育論(中学のみ)		(2年生から履修可能) 教育課程編成論、教育方法研究 英語科教育法1・2・3						教職実践演習
介護等体験			教職概論履修 完了			事前登録		介護体験実習講義	
教育実習					教育実習前提科目 履修完了 教育実習ガイダンス	教育実習事前登録 内諾活動		教育実習演習 教育実習	
教員就職								夏の採用試験準備	合格・内定の報告
教員免許一括申請 (任意)								夏 一括申請申込	卒業式にて免許状 授与

※1 教育基礎総論は1と2どちらを先に履修してもかまいません。

※2 英語科教育法1・2・3については、どのレベルを先に履修してもかまいません。複数レベルを同時に履修する事も可能です。

※3 教職実践演習を履修するためには、教育実習演習を履修済みもしくは履修中である必要があります。

8. SP2 学生、外国人留学生への注意

教育学部教職課程科目は全て日本語で行われますので、履修するには高度な日本語能力が必要です。教育実習もありますので、読み書きだけでなく、会話も問題なくできる必要があります。日本語能力を高めるように努めましょう。

留学をしないSP2の方は、一般的には4月入学の場合は遅くとも3年生春(第5学期)から、9月入学の場合は2年生春(第4学期)から教職課程科目の履修を開始すれば、卒業までに免許状を取得できる可能性があります。ただし、できるだけ低学年のうちから履修を開始してください。

公立・私立とも、教員資格に国籍条項はありません。ただし、都道府県、学校によっては受け入れ身分が異なることも考えられますので確認してください。

日本で取得した免許状は日本国内のみ有効です。日本での教員就職を希望しない方は、教育実習に行かないようにしてください。教育実習校となる中学・高校では、日本で教員になることを志望する学生であることを前提に実習生を受け入れるため、本国で就職希望の留学生を早稲田大学が派遣することはできません。

一方、日本国内に母校がない場合、実習先は教育学部で都内公立学校などの実習校を割り当ててもらうこととなります。教職課程科目を履修しながら日本の教育についてよく勉強し、海外で培ったご自身のどのような長所を日本の教育に生かしたいのか考えてみてください。ぜひ頑張っ

<ご参考>

文部科学省では『英語が使える日本人』の育成のための戦略構想(平成14年7月12日)の中で、「外国人(ネイティブ)の正規の教員への採用の促進:上記目標の達成のため、当面3年間で中学について加配措置により300人、将来的に中学・高校について加配措置等により1,000人の配置を目標」という案を掲げています。将来、英語ネイティブや、高度な英語力を備えた外国人教員への需要は高まってくることが予想されます。

文部科学省ホームページ『英語が使える日本人』の育成のための戦略構想:
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/020/sesaku/020702.htm

趣旨: 経済・社会等のグローバル化が進展する中、子ども達が21世紀を生き抜くためには、国際的共通語となっている「英語」のコミュニケーション能力を身に付けることが必要であり、このことは、子ども達の将来のためにも、我が国の一層の発展のためにも非常に重要な課題となっている。その一方、現状では、日本人の多くが、英語力が十分でないために、外国人との交流において制限を受けたり、適切な評価が得られないといった事態も生じたりしている。同時に、しっかりした国語力に基づき、自らの意見を表現する能力も十分とは言えない。このため、日本人に対する英語教育を抜本的に改善する目的で、具体的なアクションプランとして『英語が使

える日本人』の育成のための戦略構想」を作成することとした。あわせて、国語力の涵養も図ることとした。(文部科学省ホームページより抜粋)

9. 4年生終了までに免許状が取得できない場合の免許状取得方法

詳細は、「教職課程履修の手引き」(教育学部発行)を参照してください。主に想定される方法は次の5つです。

- ② 卒業後、国際教養学部の科目等履修生となって教員免許状に必要な科目を履修する。
- ② 卒業後、早稲田大学の大学院に進学し、科目等履修生となって教員免許状に必要な科目を履修する。(この場合、1単位あたりの聴講料が免除となります。詳細は国際教養学部のホームページを参照。)
- ③ 卒業後、他大学の通信教育課程に在籍して教員免許状に必要な科目を履修する。
- ④ 留年し、教員免許状に必要な科目を履修する。
- ⑤ 卒業後、他大学や他学部で学士入学または編入し教員免許状に必要な科目を履修する。

科目等履修生の詳細は以下のページより参照してください：

国際教養学部ホームページ

http://www.waseda.jp/sils/jp/g_student/nondegree.html

募集要項は毎年2月または7月(予定)に国際教養学部ホームページからダウンロードが可能です。入学時に本学大学院在学者でない方は聴講料が高額になりますので、**他大学の通信教育課程(私立大学通信教育協会：<http://www.uce.or.jp>)**もご検討ください。他大学で修得した単位と早稲田大学で修得した単位を組み合わせることで、教員免許の申請を行うことも可能です。また、教育実習を履修する場合は出願時に実習校をご自身で確保していなければ受け入れができませんので、できるだけ教育実習を希望する1年前から教育学部に実習希望の旨連絡してください。**※通年科目の後半のみを科目等履修生として履修することはできません。例えば9月卒業予定者で、教育実習、介護等体験等の通年科目を最終学年の4月に登録した方は、9月に卒業せず、卒業必要単位を残して秋学期は在学してください。**

<付録>私の教員免許状取得計画 (記入日： 年 月 日)

以下にご自身の履修計画を書き込んでみましょう。

※事務所に履修計画について相談したい時は、事前にこの表に書き込んでいただくと便利です。

教職課程科目履修開始： 年生 学期 / 教員免許状取得予定： 年生 学期

学年 学期	教科に関する科目 66条の6科目	教職に関する科目 ※ <u>下線は教育実習の 前提科目</u>	介護等体験	教育実習	教員就職	免許申請 その他
1年						
1年						
2年						
2年						
3年						
3年						
4年						
4年						

最新情報の確認方法

①教育学部教職課程掲示板(16号館2階)

(教職に関する全学共通事項のほか、教職課程科目の教室変更や休講、補講、試験等、授業に関するお知らせは教育学部掲示板のみに掲載されます。)

②国際教養学部掲示板「教職」コーナー(11号館4階)

(教職に関する全学共通事項や国際教養学部生の手続きについて掲示します。)

③教育学部ホームページ (<http://www.waseda.jp/edu/student/index.html>)

(全ての情報が掲載されているわけではありませんので、基本的に①を確認してください。)

④教員就職指導室前掲示板(14号館2階202)

(採用試験、求人情報、教育ボランティア募集情報(※)等を掲示します。それ以外の情報は①～③で確認してください。)

※留学中もホームページやポータル、Waseda-net メールを確認しましょう。